

基労補発 0127 第 2 号  
平成 23 年 1 月 27 日

社団法人日本医師会  
常任理事 藤川 謙二 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部  
補償課長

労災診療費点検事務の補助に係る委託事業の廃止による  
都道府県労働局への集約化について

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より労災補償行政の推進については、格段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国の財政を取り巻く情勢は厳しく、昨年、行政刷新会議の事業仕分け、厚生労働省の省内事業仕分けが実施され、事業の必要性等が厳しく評価されたところです。

このような状況下において、労災保険も事業仕分けの対象となり、労災診療費の点検事務の補助に係る委託事業については、当該事業を効率的・効果的に実施という仕分け結果を踏まえ、平成23年度中に事業を廃止し、都道府県労働局（以下「労働局」という。）へ事務を集約化することとなりました。事業廃止の趣旨をご賢察の上、労働局への事務集約化についてご理解を賜りますようお願い申し上げます。

今後、平成23年度以降、業務の受入体制が整った労働局から順次業務を労働局へ集約化することとしておりますが、これに伴い、各労災指定医療機関に対しては、基本的な事務処理に変更は生じないものの、労災診療費請求書の提出先の変更や、労働局への事務の集約、また、労災診療費の請求に係る照会先が労働局に限定されますので、その周知を十分に行い、約20年に及ぶ委託事業の廃止によって事務処理に混乱を来さないよう十全を期すこととしております。

貴職からも都道府県医師会に対し、労働局への事務の集約化につきまして、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。